

中小企業者研修助成金申請要領

1. 申請資格 久留米商工会議所会員事業者である中小企業者

2. 申請の対象 中小企業大学校直方校が行なう研修。

3. 補助金の額 研修に係る受講料の1/2以内
(1) 事業所につき、同一年度内の限度額3万円)

※他の公的機関の助成を受ける場合については、助成金の合計額が受講料の総額を超えない範囲内において助成するものとし、助成額に千円未満の端数が生じる場合は、千円未満の端数は切り捨てる。

4. 申請方法 (1) 直方校に受講を申込み。
(2) 商工会議所へ助成金交付申請書・誓約書(様式第1号)提出。

※受講開始の1週間前までに、添付書類を添えて申請。

添付書類 ①受講申込書の写し
②受講料納入を証する書類の写し

5. 請求方法 研修会終了後2週間以内に次の書類を商工会議所に提出。

①実績報告書(様式第2号)
②助成金請求書(様式第3号)
添付書類 研修終了証の写し

6. 交付決定 助成金交付決定通知書により通知し、交付する。

入金確認後、領収証を商工会議所宛速やかに送付。

7. その他注意 次の場合は、助成金交付後でも返還を求めることがあります。

①申請書等に不正・不実の記載があった場合。
②不相当と認めた場合。

8. 提出先・問合せ

久留米商工会議所 地域振興課 TEL 33-0212